

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號六第 卷四十五第

月六年七十和昭

## 論叢

條件統制と需給統制

文學博士 高田保馬

廣域經濟の貿易理論

經濟學博士 谷口吉彦

東亞資源論の課題

經濟學博士 蜷川虎三

葉適の貨幣思想

經濟學士 穂積文雄

## 研究

儲蓄銀行の課題

經濟學士 徳永清行

テニールの歴史觀

經濟學士 出口勇藏

民國に於ける外國銀行の發展

經濟學士 小寺武四郎

## 說苑

支那工業に於ける株式會社企業の位地

經濟學士 岡部利良

## 附錄

彙報

本誌第五十四卷總目次

研究

儲蓄銀行の課題

德永清行

一 商業銀行との關聯

支那の儲蓄銀行乃至儲蓄機關については「儲蓄銀行法」が取締規則として存在する。該法は民國二十三年六月二十二日立法院を通過し七月四日國民政府において公布せられたものであり、同日を以て施行せられたものである。<sup>1)</sup> 普通商業銀行の管理規則ともいふべき「銀行法」は民國二十年三月二十八日立法院を通過し、同日國民政府において公布せられたが、施行期日未定のまゝなりしに比し、儲蓄銀行法の占むる地位には明確なるものがある。<sup>2)</sup>

元來儲蓄銀行法規としての先聲は既に光緒三十四年正月十六日儲蓄銀行則例十三箇條として頒布されたものに求められる。この則例の奏頒されしと共に大清銀行内に儲蓄銀行が附設されしを傳へるが、辛亥革命により停頓した。<sup>3)</sup> 儲蓄銀行法規の爾後における推移は民國四年に儲蓄銀行法案を得て若干の經過を見、民國二十三年七月四日政府は儲蓄銀行法十七箇條を公布し即日施行したものである。<sup>4)</sup> 儲蓄銀行としては民國革命による停頓の後を承

1) 儲蓄銀行法、第十七條。

2) 銀行法、第五十一條。

3) 支那における儲蓄銀行の創始は光緒三十二年成立の信成銀行であるとも謂ふ。

4) 新華信託儲蓄銀行編、中國之儲蓄銀行史 pp. 405-462.

けて、民國三年財政部の飭令により中國銀行並に交通銀行が出資して新華儲蓄銀行を設立したものが代表的先驅としての意義を持つといひ得る。併し乍ら支那における銀行の出路は儲蓄銀行においても例外をなすものではなかつた。民國當初の銀行の進路としては畸形的な出路を商業銀行の歷程において求めざるを得なかつたのであるが、それに便乘的性格において儲蓄銀行の營業領域が求められたものである。然も儲蓄銀行は專業におけるよりも、寧ろ普通銀行業務との兼營において推進してゐる。もつとも兼營なるにおいても、儲蓄業務には獨立の意義を把持せしむべきの法意は法規上に認め得るのであるが、兼營の流弊には必然警戒を要すべきものがある。

銀行の進路が國內情勢たる地方性と國際情勢たる國際性に牽制され勝ちなものであつた内容的吟味はこゝでは措くことにするが、儲蓄銀行取締法規は當然これ等の壓迫に對しては保障的役割を持つべきものであつたことが法意として現れるべきものであることに想到する。或は會計公開の獨自性に儲金元利の保障に保護規定が現れ、不正當經營に取締乃至禁止規定が取上げられて來てゐる。前者は直接に正常經營を育成するものであり、後者は不正當要素を遮斷することにより間接に正常經營を擁護するものである。然もこの過程における外來勢力による攪亂乃至壟斷行爲に關しては、即ち外商銀行が儲蓄業務經營よりして、支那土着資力の吸収を行ひ、同時に同國の儲蓄事業發展の障礙をなしたるに拘らず、これについて法意の現れがないことは既に措置上の遺漏なりと指摘されてゐるところである。ただこの點では有獎儲蓄即ち官議的割増金付儲蓄の禁止規定が若干意義を持つ以上のものを求め得ない。

銀行法は漸く制定公布せられしも、同法に對しては論議賑やかに展開されしものがある。これを要約すれば銀行法の取締を蒙むる範圍を狭少ならしめんとする修正要求と取締規定について緩和せしめんとする訂正要請とに

5) 新華儲蓄銀行は後に改組されて新華信託儲蓄銀行となる。  
6) 前掲、中國之儲蓄銀行史 pp. 1—6。  
7) 儲蓄銀行法、第二條、第十三條。  
8) 儲蓄銀行法、第十條、第十五條。

おいて提出された。結局同法はそのままでは實施に至らざりしものであるから同法の内容とするところは現實に發動し得なかつた。<sup>11)</sup> 然るに儲蓄銀行法はその内容とするところを實際上の取締規則として施行し得たものである。ここにその管轄の領域と取締の内容とを一應吟味して見る。

### 儲蓄銀行法

第一條 凡以複利方法收受零星存款者爲儲蓄銀行

合於前項規定而不稱儲蓄銀行者視同儲蓄銀行

複利方法を以て零細なる預金を收受するものを儲蓄銀行とするのであり、それは儲蓄銀行と稱せざるものについても儲蓄銀行と看做す建前である。従て儲蓄銀行を標榜したるものは固より、銀行儲蓄部、信託公司儲蓄部、儲蓄會等に及ぶわけであり、ここに儲蓄銀行とは儲蓄機關を指稱してゐるものといふことが出来る。

儲蓄銀行乃至儲蓄機關は普通商業銀行とは一應明確に區劃さるべきものであり、支那の場合においても特殊銀行の類別は左の如く要請されてゐる。(一)中央準備銀行、(二)外國爲替銀行、(三)工業銀行、(四)信用銀行、(五)勸業銀行、(六)儲蓄銀行、(七)農業銀行、(八)實業銀行これである。<sup>12)</sup> 銀行法第五十條によれば「特殊銀行、除法令別有規定外、適用本法之規定」となつてゐる。従て特殊銀行については當然夫々の特殊法令が前提となつて管理せらるゝるとすればその規定が適用されるが、其他の特殊銀行については當然夫々の特殊法令が前提となつて管理せられるわけである。然るに支那の現實にあつては商業銀行は往々儲蓄銀行と同列に取扱はれる傾向があり、支那側新式銀行の類別において(一)中央銀行及特許銀行、(二)省市立銀行、(三)商業儲蓄銀行、(四)農工銀行、(五)專業銀行、(六)華僑銀行としたる如きその一例である。<sup>13)</sup> 事實支那の商業銀行と儲蓄銀行とは分界明瞭ならざるも

9) 前掲、中國之儲蓄銀行史 pp. 13-15, p. 333. 10) 儲蓄銀行法、第十四條。  
 11) 民國二十九年八月七日非常時期管理銀行辦法がこの動向における實施法規となつた。  
 12) Bao-Seing Liao: Die Bedeutung des Silberproblems, 1939, SS. 126-127.

のがある。

惟ふに支那の各般の銀行には一定の目標と任務を確立し得ざりし推移があり、短期商業預金の一途に競合せし積弊は容易に拂拭し得ざるものがあつた。然りとせばここに進路を求めてゐた支那側新式銀行は農業銀行乃至工業銀行としての機能は著しく制約されたものであり、新式銀行は概して商業金融の範疇を脱し得なかつたわけである。一應銀行を性質上類別するとして如上の特殊銀行の分野を示したとしてもただ之れだけにとどまり勝ちなものであつたが、この中にあつては儲蓄銀行は比較的に自己の地盤を固成しつゝあつたものともいひ得る。然るに商業銀行と儲蓄銀行との分界曖昧なるものとなつて居り、儲蓄銀行は專業としての存在に乏しく、業績を舉げてゐるものは多くは商業銀行の兼業においてである。中外經濟年報に一例を求めて、商業銀行の九代表としての中國・中南・上海・浙興・國華・浙實・中孚・聚興誠・墾業銀行を儲蓄銀行の八代表としての中國・四行會・上海・浙興・聚興誠・浙實・中孚・墾業銀行との比較において<sup>14)</sup>もその一端を知り得る。又廣く儲蓄機關の全般について見ても兼營業態の多きを看ることが出来る。<sup>15)</sup>

元來商業銀行は短期預金の受入にあり、これが貸出も長期に互るを得ないものである。儲蓄銀行は長期預金の受入を得易き性格にあるけれども、それは零細な小口預金を出で難きものでもあり、たとひ長期貸出を可能とはしても、その數額は巨多に達するには廣地域に互る發達を前提とする。儲蓄銀行の業績進展は當該行をして商業銀行たり得る改組は可能とするも、支那の場合には商業銀行が儲蓄部を設置する傾向が目立つ。<sup>16)</sup>これを換言すれば儲蓄機關は儲蓄銀行法の如き取締規則の實施されたるについては先行したけれども業態よりいへば附屬的存在の域を出てゐない。<sup>17)</sup>

- 13) 盛慕傑、戰時中國銀行業動態、財政評論、第一卷、第一號 pp. 170—172。  
張肖梅、中外經濟年報(民國二十九年版) pp. 215—216。  
14) 前掲、中外經濟年報 pp. 217—219。  
15) 前掲、中國之儲蓄銀行史 pp. 349—366。

更に儲蓄銀行と商業銀行との關係については銀行法との比較において左記事項は一顧に値する。

第二條 儲蓄銀行應爲股份有限公司組織、非經財政部核准不得設立

普通銀行依前項之規定得兼營儲蓄銀行業務、但以收足資本至少達國幣一百萬元者爲限

普通銀行は會社組織にして財政部の認可を受ければ開設し得るけれども、儲蓄銀行はただに會社組織なるのみにおいては存立し得ざるものであつて、特に株式會社組織にして財政部の認可あるものに限定されてゐる。普通銀行が儲蓄銀行業務を兼營せんとするに當つては前項の規定に依據しなければならぬものであり、その時は普通銀行の資本額は拂込済百萬元を以て限度とされる。<sup>19)</sup>因みに儲蓄銀行として單獨經營における資本額は五十萬元を下るを得ないものであるが、若干の例外規定を伴ふ。<sup>20)</sup>

銀行法は公布されたままのものであり、實施に至らなかつた。儲蓄銀行法は公布の日より即日施行されたものである。即日施行といふことだけで法意は遂行され來つたものとは勿論いひ難いけれども、儲蓄銀行法は銀行法よりもその内容において規定の嚴密なるものあるにかかはらず實施されし所以のものは同法が特殊法として限局される領域を對象とせしと併せて同法の庶民金融における取締上の必要からであつた。<sup>21)</sup>

## 二 農村金融の業務

儲蓄銀行の業務は左記の如くであり、ここには特に取立てて論議するものは見當らずして、各國の先例に傾向を均しくする。

第四條 儲蓄銀行除左列各款業務外不得兼營其他業務

(一) 隨時收付之活期存款

16) 銀行法、第四十二條。儲蓄銀行法、第二條、第十二條、第十三條。日本銀行法、第十七條。日本貯蓄銀行法、第九條、第十條、第十五條。  
 17) 前掲、中國之儲蓄銀行史 P. 399。  
 18) 銀行法、第二條。

- (二) 整存整付之定期存款
- (三) 零存整付或整存零付及分期付款之定期存款
- (四) 保管業務
- (五) 代收款項及匯兌
- (六) 代理買賣有價證券
- (七) 公益團體及合作社之款項收付
- (八) 公益團體及合作社之通知存款<sup>22)</sup>

右の業務についての前半は我國貯蓄銀行法第一條にいふ「豫メ拂戻ノ期限ヲ定メ定期ニ又ハ一定ノ期間内ニ於テ數回ニ預金ヲ受入ルルコト」乃至「期限ヲ定メテ一定金額ノ給付ヲ爲スコトヲ約シ定期ニ又ハ一定ノ期間内ニ於テ數回ニ金銭ヲ受入ルルコト」と同聲相應同氣相求のものである。而してその後半は我國貯蓄銀行法第五條を以て照應せしめ得るものである。

儲蓄銀行はその資金の運用については左記各項の方法に限定される。

- 第七條 儲蓄銀行經營第四條規定之業務非依左列各款方法不得運用其資金
  - (一) 購入政府公債庫券及其他擔保確實經財政部認可之有價證券
  - (二) 以政府公債庫券及其他擔保確實經財政部認可之有價證券爲質之放款
  - (三) 以繼續有確實收益之不動產爲抵押之放款
  - (四) 以他銀行定期存單或存摺爲質之放款
  - (五) 購入他銀行承兌之票據
  - (六) 存放他銀行
  - (七) 對於農村合作社之質押放款
  - (八) 以農產物爲質之放款<sup>21)</sup>

19) 銀行法、第五條、第四十二條。儲蓄銀行法、第十二條、第十三條。  
 20) 儲蓄銀行法、第三條。日本貯蓄銀行法、第三條。  
 21) 前掲、中國之儲蓄銀行史 pp. 400-401。  
 22) 儲蓄銀行法、第四條。右の業務經營については第五條、第六條の制約が伴ふ。

右の規定は普通銀行業務經營乃至資金運用に比較すれば嚴密に制約されてゐるは當然である。これを我國貯蓄銀行法第十一條に對照する時「不動産ヲ抵當トスル貸付」なる一項があるけれども、支那儲蓄銀行法においては農村金融への重點が著しく目立つ。以下これについて若干の考究を試みることにしたい。

儲蓄銀行法は舊來の諸草案を經由し、法規としての周密を期して公布施行されたものといふ。固よりこれを以て完備の域に到達したわけではないが、その特色とするところは前掲の有獎儲蓄の禁止であり、資本額の提高であるといふ。更に特徴として掲げられるものに農村貸付の重視がある。儲蓄銀行に限らず普通銀行も共に農業金融業務を經營せんとするの經過は獨り支那における特有の事情ではない。農業金融機關の特設されざるにおいても農業金融疏通の重要視は均しく痛感するところである。儲蓄銀行乃至普通銀行をして農業金融業務經營を獎勵したものであるが、それは大體の傾向として儲蓄銀行は農業長期金融業務へ普通商業銀行は農業短期金融業務への獎勵が意圖された。蓋し儲蓄銀行は儲蓄預金を吸収するものであり、期限比較的長期なるにより、農業長期投資に適合すとし、商業銀行の貸付期限は農業短期金融期限に交流せしめんとする見解の一應の反映と見ることが出来るであらう。<sup>23)</sup>

支那の農村貸借の實質は高利貸金融にあるとは夙にいはれるところである。農業金融の改善は提唱されては來たけれども、事實農村借入の低利資金は僅少の域を出でず、銀行に向つて借入をなし得るものにおいても五分以下は期し得ずして、大多數の借入利率は月息三分以上乃至月息十分のものもあるといふ。然も農民が借入れし資金は大部分は日常生活、婚喪等の費用となつて居り、或は天災・租税・田租の支辨舊債借替の補填等に費消され、土地、農具其他生産力補強の用途に仕向けられるものが少きを傳へてゐる。支那農民の比率は百分の八十をその

23) 儲蓄銀行法、第七條。右の資金運用については第八條の制約が伴ふ。

24) 銀行法、第一條、第九條、第十條、第十一條、第十二條。

25) 儲蓄銀行法、第七條。

26) 行政院農村復興委員會、農業金融制度論 pp. 159—160.



人口中に占めるものであり、その窮乏の波及するところは深刻にして廣大なるは言を俟たない。されば支那當局における農業金融改善の意圖は各方面に顯現すべきわけである。支那の金融機構自體が健全な發達をなし得たものではないけれども、その中比較的法規上において、銀行經營の實績においても、一應の地歩を固めて來た儲蓄銀行に農業金融を獎勵した經過は看過し難い觀點である。ここに中央農業實驗所が全支一千二百餘縣に亙つて農民借入金金の源泉を調査したと稱するものについてその一斑を見る。

農民借款來源百分數表(民國二十三年)

來源	百分數
銀行	二・四
合作社	二・四
典當	八・八
錢莊	五・五
商店	一三・一
私人	六七・六

農業金融への商業銀行乃至儲蓄銀行の協力的進出は近時の傾向であり、逐次實現しつつあるものといへる。先づ農村金融と儲蓄銀行の交流に限局して見る。上海商業儲蓄銀行の農業貸款部設置の如きは儲蓄銀行より農村合作運動への協力であり、江蘇省農民銀行の儲蓄處設定の如きは農業銀行に儲蓄金融機能を包攝したる代表的ものである。

上海商業儲蓄銀行農業貸款部放款章程

第一條 本行農業貸款暫以貸與左列三種機關爲限

甲 以農業生產運銷爲目的之合作社

乙 以農村信用及兼營爲目的之合作社

丙 農業倉庫

第十三條 本行對各合作社放款規定月息一分、但亦得參照當地情形隨時酌定之

第十六條 本行爲促進合作事業基礎穩固、並鼓勵農民節儉美德起見、凡合作社之經本行承認者、必須以該社社股逐年全部公積金及其他社款存入本行、其利息得按本行儲蓄章程加息一釐優待之、但最高以週息一分爲限

江蘇省農民銀行儲蓄處章程

27) 陳翰笙(邦譯)、支那農村經濟と産業資本 pp. 16—17, pp. 123—130.  
 28) 中央銀行經濟研究處、中國農業金融概要 pp. 34—8, pp. 261—262.

第一條 江蘇省農民銀行、依據章程第二十六條之規定、設立儲蓄處、辦理儲蓄業務、定名為江蘇省農民銀行儲蓄處

江蘇省農民銀行章程

第二十六條 江蘇省農民銀行之業務範圍如左

(一) 放款

以貸與農民所組織之合作社爲原則、在各地合作事業未充分發達前、關於增進農產事業及副業等亦得放款、但此種放款總額、應由監理委員會議決之、合作社放款利率、最高不得過月利一分、其他放款利率、不得低當地於合作社之利率

(二) 存款

(三) 匯兌

(四) 儲蓄

儲蓄業務另設儲蓄處辦理、其章程另訂之(省)

固より商業銀行と農業金融の分野も支那の現實において既に取上げられるものがあるが、これは本稿の目標とするところではなく、元來商業銀行それ自體が農業金融に開拓の歩を進めんとする領域は乏しい。ただ從來支那の金融機關としては商業銀行の進路は變則的であり、畸形的ではあつたが一應の伸展の跡を辿り得るものであつたが故に、商業銀行と農業金融を経過的の措置として便乘的協力を考究し得るわけである。本來商業銀行がその業務規定において不動産投資を禁止せられるは各國その軌を一にするものであり、支那の銀行法も一應その前提の下に出發してゐる。

銀行法 第十一條第二項 除關於營業上必需之不動產外不得買入或承受不動產、因清償債務受領之本銀行股票應於四個月內處分受領之不動產應於一年內處分

商業銀行の投資は處分に便宜にして回収に迅速なるを要する建前から、營業使用に非ざる不動産の購入、抵當貸付等を一般に禁制とする。然るに支那の實狀は農本國であり、農業銀行への要望は多大なるものあるに拘らず、

専門的に不動産銀行に類するものの存在が乏しい。商業銀行としては不動産貸付に介入するの経緯は支那の場合簡単にいひ盡せざるものがあるけれども、市街地産投機ものを除き、一般農田の如く移轉不便は固より處分至難とされる向に好んで投資をするものではない。キむを得ざる情勢下に、商業銀行の餘力がこれに兼營の立場を取つて来たものとする支那側の説明は首肯し得るところである。この農業の困窮と與地金融の硬塞に對しては、農村破産の救済並に都市資金の與地注入等への意圖が儲蓄銀行法に取上げられたものといふ。従て銀行法第十一條の不動産投資業務への禁止については、如上の理由において事態適應の現實的要求から不動産銀行の遍設に至らざる以前においては、商業銀行の不動産業務兼營についての緩和要求があつたことを若干挿入して、以て商業銀行と農村金融の交流の一面を知る。<sup>29)</sup>

農民銀行自體の機能擴充は必然農業金融の本則的發展を促進するものであるが、支那の實狀においては併せて舊來の農業金融機關として典當業の擁護、合會の改善の如きがあり、合作社の改進が取上げられるものであることは勿論である。<sup>30)</sup>

銀行法は普通銀行法であり、その法意としては農業金融を始め一切の不動産投資は禁止せんとするにあつた。併し乍ら現實は法意の實施を阻止したものであり、寧ろ暫定的には商業銀行の不動産業務の經營を是認せしめんとするにあつた。然るに儲蓄銀行法においては却つて農村金融の不備を補整せんとする意圖を持つてゐたとさへいへる内容を實施に移したものである。この點商業銀行の預金の短期性に比照して儲蓄銀行の預金のいはゞ長期性に反映せしめ得るものともいへるが、ともあれ銀行法と儲蓄銀行法との比較においては前者には禁制の法意があり乍ら現實の要請はこれが緩和に出たものであり、後者には法意そのものが積極性を把持して實施に及

29) 中國銀行法之研究、經濟研究、第一卷第七期 p. 10.

30) 前掲、中國農業金融概要 pp. 262—265.

中國農村經濟研究會、中國土地問題和商業高利貸 p.p. 250—252.

んだものである。

### 三 準備金の保管

儲蓄銀行法について留意さるべきは準備金の中央銀行への預託についてである。本来普通銀行においても預金者の保障、經營の圓滑を期するには準備金の中央集中が企圖される。支那の場合聯合準備制においてこの種の企畫が補充されしものがあるとはいへ、準備金そのものを中央銀行において集中することは出来なかつた。

銀行法 第十四條 無限責任組織之銀行應於其出資總額外照實收資本繳納百分之二十現金爲保證金存儲中央銀行(以下略)<sup>31)</sup>

第十六條 有限責任組織之銀行於每屆分派盈餘時應先提出十分之一爲公積金(以下略)

銀行法の準備金規定についても右の程度のものであり、然もこれは實施には至らなかつた法規として一應の參照資料たるにとどまる。然るに儲蓄銀行法についていへば、この準備金の中央銀行保管については左の如き法文があり、これは公布と共に即日施行されたものたることに一段の意義を持つ。

儲蓄銀行法 第九條 儲蓄銀行至少應有儲蓄存款總額四分之一相當之政府公債庫券及其他擔保確實之資產交存中央銀行特設之保

管庫爲償還儲蓄存款之擔保(以下略)

銀行法の規定はそのものが若干緩和されてゐるものであり、然も實施に至らなかつたものである。儲蓄銀行法の規定はそのものが嚴密であり、そのまま施行されたものである。儲蓄銀行の性質上準備金の中央管轄を強要するに急なるものがあつたとはいへ、兎に角儲蓄銀行法は銀行預金についての準備金の中央集中を實行してゐたものなることに留意すべきものがある。この供託準備金集中保管の措置はたゞに銀行經營上の基礎工作に儲蓄銀行において先鞭づけたといふにとどまらず、支那戰時金融の準備工作としても一端の役割を果さしめんとするもの

31) 銀行法、第十五條。

であつたことを知る。即ち舊國民政府の意圖として戰時に際會して儲蓄預金の引出されることは戰時金融恐慌の一要因なりとして、この儲蓄銀行法の持つ意義を取上げたものがある。儲蓄銀行法第九條に規定せる預金總額の四分の一に相當額の預金準備を中央銀行に特設の保管庫に供託せしむることを米國の聯合準備制度に用例して、その會員銀行が儲蓄預金を準備銀行に預入れ、以て非常事變に應急の措置たらしめんとすると作用を均しきものとせんとするにあつた。<sup>32)</sup>

戰時金融準備工作として預金準備の集中保管の一役を見るとせば、普通商業銀行においては儲蓄銀行における預金準備の特設保管庫への預入れといふ域には到達してゐない。併し乍ら支那の金融機構は全然散漫無組織であるとはいへない。近時數年來支那政府は同國の金融市場組織に缺乏して、非常時期における適應の策得難きに既に意を拂ひこれが改進に努め來れるを表示するところによれば、金融機構の改善方途として國家銀行制度の確立と銀錢業の合作なる兩方面よりその經過を傳へたものがある。こゝではたゞ準備金の一項についてその準備工作なりとするものを取上げる。準備金の集中については預金準備と發行準備とがあり、準備金措置として進行せし段階としては民國二十四年十一月三日の新貨幣法の施行は大きく意義を持つことは多言を要しないが、その戰時準備工作として果し來れる役割は大きなものであつた。幣制改革に即して同日公布の「發行準備管理委員會章程」<sup>33)</sup>は發行準備集中についての劃期的段階をなしたものである。然るに預金準備の集中保管については既述の如く儲蓄銀行について實施された域のものであり銀行全般への實效を擧げてゐない。併しそれは預金準備の建前にあつてあり、發行準備の問題として見れば、夙に準備の集中保管は別途においてその要求に答へつゝあつたものがあることを看過してはならない。由來公庫制の企畫において紙幣發行統一の推移には見るべきものがあり、

32) 關吉玉、中國戰時經濟 P. 302.

33) 民國二十四年十一月十八日修正發行準備管理委員會章程公布。

W. Y. Lin: The New Monetary System of China, 1936, pp. 85-86.

その傾向において聯合準備制には留意を要する。前編の發行準備管理委員會もこの軌道に添ふて結成されたものであるが、固より過去の聯合準備制よりは高度の内容充實を知ることが出来る。それは官民の聯合結成による發行準備管理機關であることは未だ聯合準備制によつたものではあるが、發行の統一、法幣の信用鞏固を目的として特設された委員會であり、發行準備の集中と法幣發行の統一に資する機能は從來の聯合準備制と比して多分高度のものとなつてゐる。準備の集中は兌換を停止して準備保管を行ふにより入超問題に又銀問題にその機構上の有利性を説いたものがあるが、それが直ちに入超問題を解決するものとは受取りがたく、又銀問題についても全面的にはその論旨は承認し得ないものである。<sup>34)</sup>ここで特に戦時金融準備工作として見んとするところは新貨幣政策以降におけるこの種の準備集中が持つ任務である。戦時において現金準備流失の阻止如何については準備集中の持つ意義は否定しない。併し乍ら法幣を以てする兌換請求は不能であるが、法定爲替相場による外國爲替への轉換は準備の保全を完からしめ難きものとする。この點今次の支那事變に際會して舊政權としてその苦闘の跡を露呈したところでもある。<sup>35)</sup>かくの如く觀察し來れば發行準備の集中は完全を期待し得るものではなかつたけれども聯合準備制による發行準備を輕視するものではない。發行準備の集中保管と更に戦時における準備の移動乃至保護の容易性については馬氏の論述せし戦時における準備金についての具體例を特に我國に即して記録せしものがあり、それは民國二十五年末の發刊であり、支那事變勃發の一年前なることに照合して味讀することが出来る。<sup>36)</sup>以上發行準備についてはその集中保管をこの程度にまで記述することが出来るが、銀行經營の全面についての預金準備の集中保管は儲蓄銀行のそれ以上を傳へ難いものであつた。

支那事變以降、舊政權の通貨金融工作については對内策に對外策に、各種の法令を見ることが出来る。就中金

34) 捆稿、公庫制の生成機軸、經濟論叢、第五十二卷第一號 pp. 74-76.

35) Lieu, D. K.: Sino-Japanese Currency War, Pacific Affairs, Dec. 1939, pp. 417-418.

融機構に關するものとしては民國二十八年八月二十六日「中交農四行聯合貼放辦法」は第一次四行聯合辦事處總處の組織付けをなしたものであり、二十七年四月二十九日「改善地方金融機構辦法綱要」は地方金融機構を統制せんとしたものであり、二十八年九月八日の「鞏固金融辦法綱要」並に「戰時健全中央金融機構辦法」は第二次四行聯合辦事處總處の結成をなさしめたものである。中央金融機構の強化並にこれが直屬關係ある地方金融機構の整備はかくの如く漸次具體化され來つたものであるが、普通商業銀行への統制は最後まで残つた領域であつた。民國二十九年八月九日の「非常時期管理銀行暫行辦法」は實にこの間隙を充填せんとしたものである。本辦法の公布を促進せしめたる事情としては上海遊資の投機抑制の如きを織込まなくてはならぬけれども、銀行統制法としての意義を大きく持つものである。同法の一要點としての「提存標準金」の一項は同辦法第二條の規定するところである。「除儲蓄存款應照儲蓄銀行法辦理外、其普通存款應以經收存款總額百分之二十爲標準金、轉存當地中交農四行任何一行、並由轉存行給以適當利息」の一項は預金準備についての適用を普通商業銀行一般へ要求することになつたものとして意義付けられる。

#### 四 節約建國儲蓄

僅かに數年を過れば、世界不況が論議されし頃は世界の各國は供給の過剩を悩み需要の減退を憂へたものである。生産過剩として論究するか消費不足として斷定するかは Poverty in Plenty として所謂豐年飢饉の論議が徘徊したものである。併し戰爭經濟の時期に入れば經濟は統制強化の一途を辿り、戰爭經濟の本質を現實が輪廓付けて來たものであるが、物資の需供は正に逆轉して過剩の調整ではなく、不足の調整として取上げられる。不足

36) 馬寅初、中國之新金融政策 p. 181.

37) 中山伊知郎、戰爭經濟の理論 pp. 13-14.

の調整は輸出、輸入にも働きかけるがこれは戦争規模の擴大に伴ひ逆に調整の領域が狭少とならざるを得ない。されば生産そのものについて生産力が擴充されるを急務とするのであるが、これと表裏一體の關聯において消費の規正が要望されて來る。消費の節約は自主的なものから強制的なものに進度を高めて行くものであり、又物價の側面から徵稅の側面から浮動購買力を吸收せんとする等の方策が講ぜられて來る。戦争經濟における節約乃至貯蓄の意義はかくて大きく浮出る。更に紙幣政策に即しての貨幣價値の動搖を繞つて紙幣膨脹政策は極力回避さるべきが主張されるものであり、舊政權においても例外をなすものではない。然も戰時に際會しては信用の破壊、金融の硬塞の爲に更に生産力の擴充の爲に紙幣増發の傾向にあるは免れ難い。舊政權側の意圖の要約を見るに次の如くである。紙幣の増發はその迅速なる手段にして、如何なる募債乃至徵稅方法も及ばざるところとして政府の採用を誘致する。この點を非常時下にあつては政府は國家の存續を圖る爲には必要方策の一となすは承認されるけれども、政府は須く財政收支の其他の方面において疏通策を講ずべく、紙幣政策の放置すべきに非ざるの警戒は均しく理解されるところである。金融機構の改善、貨幣制度の統一は既に戰時金融準備工作としての使命を荷ひつゝ具體的措施が講ぜられたものではあつたが、民國二十四年の幣制改革は英國の背景による支那經濟の再編成とも見るべく、翌二十五年の幣制一部修正は米國の勢力による支那經濟の再編成とも見るべき性格の織込まれあるに留意を要すべきものが多分に伏在する。それは戰時金融工作としても必然に密接不可分の作用を波及したものであるが、法幣制度への支援であつたと共に桎梏でもあつた。法幣の發行は舊政權における獨自性を制約されたものであり、それは法幣亂發への制動機的作用を持つものではあつたが、舊政權としてはこゝにも若干の對策が必要となつたと見なければならぬ。法幣は結局その發行額を増大したとはいへ、米英の監視下にあつた



ことは事實である。されば舊政權における戦費支辦の方途としては發行法幣の回收による還流作用を狙はなければならぬわけであり、こゝに儲蓄奨勵策が今次事變の當初より重要な立場を占めて登場してゐたことの経緯に觸れることが出来る。<sup>39)</sup>

舊政權側の節約建國儲蓄運動の意義なるものにおいては次の如くである。二十九年雙十節に際しての蔣介石通電において「吾人多節一分之浪費、即爲建國培養一分之元氣、多儲蓄一分之現款、即爲抗戰多增長一分之實力、政府因財力集中、而宏建設之功效、人民節儲有恒、而致豐裕之蓄積、國利民富、胥由是興」と訴へてゐる。曾て歐洲大戰時一九一五年六月二十九日英國首相アスキス(Herbert Henry Asquith)は戰時財政の豊富と平和克復後財界の強化の爲に貯蓄の重要視を説き、生活上 unnecessary 消費となる所得部分が戰爭財政上の最も致命的な損失となると警告して、國民的貯蓄運動を展開せしめたと同趣旨のものである。固より各國何れにあつても戰爭經濟に占むる國民貯蓄増進の意義に相異はなく、貯蓄の不振は生産力に支障を來し、通貨膨脹を悪性化するものとなるは必然である。我國としても既に昭和十三年大藏省内に國民貯蓄奨勵局が設けられ、國民貯蓄奨勵委員會が置かれて全國に貯蓄促進が練擲げられて來たものである。もつとも軍費支辦の爲の儲蓄奨勵は儲蓄銀行の課題を超えたものである。中、中、交、農四行、中央信託局、郵政儲金匯業局を始めとして全面的に儲蓄勸奨を行ふものであり、獨り儲蓄銀行の領域のものではない。

銀行管理規定は草案としては夙に出來上つたものを見しも、容易に實施に至らなかつた。然るに儲蓄銀行法はこの種取締規定としては施行されし先行的のものであり、それは監督強化の必要に迫られし分野のものであつたとも見られるけれども、又他面においては儲蓄銀行の發達については國民性の一端の現れとして並に民族資本の一斑の動きとして看取すべき課題を取上げる必要がある。

39) 金融研究會、事變下の支那金融及び金融機關 pp. 45—46. 新華信託儲蓄銀行編、我的儲蓄計畫において與論の一端を知る。  
40) 陳永章、沈價春、張韻華編、中國戰時經濟志 第三章 p. 27.